

沖ト協発第125号

令和2年12月4日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

( 公 印 省 略 )

## 令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

拝啓 師走のみぎり、ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に対しましては格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、全日本トラック協会会長から別紙のとおり通知があります。

この安全総点検は、年末年始の輸送等の繁忙期において、自動車輸送機関等について総点検を実施し、輸送の安全に万全を期することを目的としておりますので、趣旨ご理解のうえご協力をお願い申し上げます。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮ですが、別添の自主点検表に基づき実施するとともに、安全総点検期間中に実施した事項について、別添の様式1（トラック）にご記入のうえ、令和3年1月12日（火）までに、（必着）FAX等にて当協会へご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

※ 郵送でお送りした案内文書にて、報告期限日の記載に誤りがございました。

正しい報告期限日については、令和3年1月12日（火）となります。

連絡先

公益社団法人沖縄県トラック協会 担当 適正化事業課

FAX 098-863-3591 TEL 098-863-0280

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本克己



## 令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局長より別添のとおり通知がありました。

今年度は、急増している大型トラックの車輪脱落事故や、飲酒運転事案の発生を踏まえ、各種安全対策を着実に推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を予防するため、業種別の感染予防対策ガイドラインを踏まえた対策の着実な実施に努める必要があります。これに加えて、自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、令和3年に延期されたオリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等、早急かつ適切な対応が求められていることから、下記のとおり、国土交通省全体の重点点検事項4点に加え、自動車局重点点検事項として5点が定められております。

また、上記を踏まえた点検実施項目が示されています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対して、総点検の実施により安全確保を図るよう周知徹底を行うとともに、自主点検表の提出についてもご指導の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 【国土交通省全体】

- ①安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- ②自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ③テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

#### 【自動車局】

- ①軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
  - ②健康管理体制の状況
  - ③運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
  - ④運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
  - ⑤車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- ※トラック運送事業関係は②～⑤

以上

【本件に関する問い合わせ】

(公社)全日本トラック協会 交通・環境部 入佐

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

# 自主点検表(トラック)

様式 1(トラック)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としてしていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。(※)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。		
(2)	車輪脱落事故を防ぐため、①計画的にタイヤ交換作業を行っているか、②ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の車輪脱落が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか、③冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させているか、④ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイールの錆の状態を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか、⑤冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
(3)	自社でタイヤ交換作業を行った車両による車輪脱落事故が多く発生していることから、①自社でタイヤ交換作業を行った場合には、タイヤ交換作業の結果を記録しているか、②増し絞めの結果を記録しているか、③運行前点検で「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」の点検が実施されているか。④特に、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキングを施す、又は、市販化されているホイールナットマーカを活用したマーキングのいずれの確認手法により実施されているか。(車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
(4)	この期間中にホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をしているか(締め付けトルク不足が発見された車両数及び発見されなかった車両数を記載。)(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
(5)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実にするとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>			
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者と連絡するよう運転者に指導しているか。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		
点検項目		実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数			

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。